

地域密着型通所介護及び介護予防通所介護事業

那賀町木沢デイサービスセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 那賀町が開設する那賀町木沢デイサービスセンターやまびこ荘（以下「センター」という。）が行う地域密着型通所介護及び介護予防通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者もしくは事業対象者(以下「利用者」という。)に対し、地域密着型通所介護及び介護予防通所介護を提供することによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減をはかることを目的とする。

(事業の委託)

第2条 第1条の目的を達成するため、当事業所の運営を那賀町社会福祉協議会に委託する。ただし、那賀町は人員、設備及び運営に関する基準の遵守に関する責任を負い適正な運営確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(運営の方針)

- 第3条 センターの生活相談員その他の従業者（以下「生活相談員等」という。）は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うとともに、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行う。
 - 3 前項に規定するサービスの提供は、常に利用者の心身の状況を把握しつつ、その希望に添ったものでなければならない。
 - 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、その他地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第4条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 那賀町木沢デイサービスセンターやまびこ荘
- 2 所在地 徳島県那賀郡那賀町木頭字前田 52 番地 1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 センターに勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名(生活相談員と兼務)

管理者は、センターの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- 2 生活相談員 1名
生活相談員は、利用者およびその家族からの相談に応じるとともに、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等との連絡調整を行う。
- 3 機能訓練指導員 1名
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導を行う。
- 4 看護職員 1名※利用定員10名以下の場合は介護職員又は看護職員の配置があれば可
看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。
- 5 介護職員 1名
介護職員は、入浴、排泄、食事の介助等、日常生活に必要な支援及び介護を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日及び8月14日から8月16日、12月29日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 3 サービス提供時間 午前9時30分から午後3時50分まで。

(地域密着型通所介護及び介護予防通所介護事業の利用定員)

第7条 センターの利用定員は10名とし、これを超えて地域密着型通所介護及び介護予防通所介護の提供を行ってはならない。

(地域密着型通所介護及び介護予防通所介護事業の内容)

第8条 地域密着型通所介護及び介護予防通所介護事業の内容は次のとおりとする。

- 1 送迎
- 2 生活指導・相談援助
- 3 日常生活動作訓練
- 4 排泄、入浴介護
- 5 食事の提供
- 6 健康状態の把握
- 7 日常生活における相談及び助言
- 8 その他の必要と認められるサービス

(地域密着型通所介護及び介護予防通所介護事業の利用料その他必要な費用の額)

第9条 地域密着型通所介護及び介護予防通所介護事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該地域密着型通所介護及び介護予防通所介護事業が法定代理受領サービスである場合は、介護保険負担割合証の利用者負担の割合の額とする。

- 2 前項に定める額のほか、次に定める費用の額の支払いを利用者から受け取ることが

できるものとする。

一 食費 500円

二 おむつ代 実費

三 その他利用者に負担させることが適当と認められる費用

- 3 前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用については説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の実業の実施地域)

第10条 通常の実業の実施地域は、那賀町とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、指定地域密着型介護予防通所介護の利用に当たっては次の点に留意することとし、適切な利用に努めなければならない。

- 1 火気の取り扱いには十分注意することとし、センター内は禁煙とする。
- 2 センター内の機器の使用に当たっては、常に適正な使用に努めること。
- 3 その他、他の利用者等の迷惑となる行為又は事業の適正な運営に支障を来すような行為は厳に慎むこと。

(緊急時等における対処方法)

第12条 生活相談員等は、指定地域密着型介護予防通所介護の実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項に規定する手当等を行った場合には、速やかに管理者及び主治医に報告するものとする。

(非常災害対策)

第13条 防災管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、その者に消防計画等を作成させるほか、避難、救出訓練等を実施するなど、対策に万全を期さなければならない。

(衛生管理等)

第14条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上の必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、当該センターにおいては感染症が発生し、又は蔓延しないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業者は生活相談員等の資質向上を図るため、研修機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制の整備を行うものとする。

- 一 採用時研修 採用時から3か月以内

二 継続研修 年1回

- 2 生活相談員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 地域との連携と事業所の運営の透明性を確保するため、利用者や家族、地域住民の代表、那賀町木沢支所地域福祉担当等で構成される「運営協議会」を半年に1回開催活動状況を報告し、評価を受け、会議での要望や助言など記録し、サービスの改善に努めなければならない。
- 5 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、那賀町とセンターの管理者との協議に基づき定めるものとする。

附則

この規程は、平成17年3月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和1年7月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

那賀町木沢通所介護事業所倫理綱領

(主旨)

- 1 私たちは、ノーマライゼーション理念のもと、利用者の人権を守り地域社会で安心して暮らしていける社会の実現を目指します。
- 2 私たちは、利用者の自立支援のために、利用者の個別性を尊重し、生活の質の維持と向上を目指して、保健・医療・福祉を総合的、効果的、一体的に提供できるよう努めます。

(原則)

- 1 私たちは、常に利用者の立場に立ち、介護保険制度の基本理念を遵守し職務の遂行に励みます。
- 2 私たちは、その職務を遂行するにあたり、利用者的人格を尊重し、公平中立な立場で適切なサービスを提供します。
- 3 私たちは、職務上知り得た情報を厳守し、利用者またはその家族の了解なしに他に漏らしません。

(専門職としての責務)

- 1 私たちは、利用者が自分の感情や意見を表現しやすい状態を作り、利用者及びその家族と信頼関係を培います。
- 2 私たちは、同じ介護支援専門員や他職種と、知識や意見を交換し、常に自己の専門性や技術の向上に努めます。
- 3 私たちは、介護保険制度の利用者にとどまらず、広く町民に対して職務内容の周知徹底を行います。
- 4 私たちは、常にサービスの効果、効率について検討し、援助方法の改善向上を心がけます。
- 5 私たちは、実践を通じて、この専門職の知識、技術、価値観の明確化に努めます。